

議 事 日 程 (1)

平成22年6月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 町長提出議案 第59号 芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 町長提出議案 第60号 芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 町長提出議案 第61号 芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例及び芦屋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 町長提出議案 第62号 芦屋町交通安全推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 町長提出議案 第63号 平成22年度芦屋町一般会計補正予算(第1号)について
- 第8 町長提出議案 第64号 平成22年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)について
- 第9 町長提出議案 第65号 平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)について
- 第10 町長提出議案 第66号 専決処分事項の承認について
- 第11 町長提出議案 第67号 専決処分事項の承認について
- 第12 報 告 第5号 平成21年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第13 報 告 第6号 専決処分事項の報告について
- 第14 報 告 第7号 平成21年度芦屋町給食センター特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第15 意 見 書 案 第4号 不法係留船対策の促進を求める意見書について
- 第16 意 見 書 案 第5号 住民の安全・安心を守るため、遠賀川の管理は引き続き国が行うことを求める意見書について

第17 意見書案 「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で循環型社会の
第 6 号 再構築を求める意見書について

【 出席議員 】 (13名)

1 番 益田美恵子 2 番 貝掛 俊之 3 番 田島 憲道 4 番 辻本 一夫
5 番 小田 武人 6 番 岡 夏子 7 番 今井 保利 8 番 川上 誠一
9 番 松上 宏幸 10 番 本田 哲也 11 番 中西 定美 12 番 室原 健剛
13 番 横尾 武志

【 欠席議員 】 (なし)

【 欠員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 古野 嘉子 書記 本郷 宣昭

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 仲山武義 会計管理者 入江真二 総務課長 占部義和
企画政策課長 吉永博幸 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大塚秀徳
税務課長 境 富雄 環境住宅課長 守田俊次 住民課長 佐藤一雄
福祉課長 藤崎隆好 地域づくり課長 内海猛年 学校教育課長 鶴原光芳
生涯学習課長 本田幸代 病院事務長 小池健二 管理課長 大長光信行
事業課長 小野義之

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。会議に入る前に、4月1日付けで新たに副町長が就任されております。ごあいさつをお願いします。副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

皆さん、おはようございます。私は町長から4月1日に副町長に任命をされました。任命時から2カ月ほど経過をしましたが、緊張の連続でありまして、大変な職務だと痛感するとともに、その責任の重さをひしひしと感じている次第でございます。

前任の安高副町長におかれましては、人格、力量、すばらしい判断力、価値観などをあわせ持った方でありまして、到底及びませんが、事務方の長として、職員と一緒に私なりに誠心誠意務めさせていただきたいと考えております。

芦屋町は、新たな総合振興計画の策定や行財政改革の推進、さらには町長が掲げられましたマニフェストの推進など、いろんな課題があると思っております。

また、国においては、地域主権改革という国の形を変えるような議論がなされており、基礎自治体としての確にこれに対応していかなければならないと思っております。

これらの課題を解決していくために、議会の皆様方、町民の皆様方のご意見を真摯にお伺いし、町長を支える補佐役として、職員ともども頑張っていく所存でございます。つきましては、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたしまして、新任のあいさつにかえさせていただきます。失礼します。(拍手)

○議長 横尾 武志君

同じくモーターボート競走事業管理者が就任されております。ごあいさつをお願い申し上げます。

○モーターボート競走事業管理者 仲山 武義君

おはようございます。本年4月から芦屋町の単独施行、地方公益業法の全部適用という新体制でスタートいたしました。それに伴いまして、モーターボート事業管理者並びに競艇事業局長を拝命いたしました。

この業界、今大変厳しい状況が続いておりますが、安定した経営体制を整えるために、精いっぱい努力をしまいたいというふうに考えております。今後ともご指導、ご支援のほどよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長 横尾 武志君

次に、課長の異動がっておりますので、副町長から報告をお願いします。

○副町長 鶴原 洋一君

それでは、私のほうから異動した管理者及び昇格をいたしました管理者の紹介をいたします。

なお、紹介の後に、それぞれの管理者から自己紹介をさせますので、よろしくお願いをいたします。

まず、最初に異動者の説明を順不同で行います。

税務課長に任命された境課長です。

○税務課長 境 富雄君

おはようございます。4月1日から税務課長を務めさせていただいております境と申します。よろしくお願い申し上げます。税務課職員一同一丸となって税業務に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○副町長 鶴原 洋一君

続きまして、会計管理者に任命された入江会計管理者です。

○会計管理者 入江 真二君

おはようございます。会計管理者を拝命いたしました入江真二でございます。公金管理と会計事務の責任者として一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。(拍手)

○副町長 鶴原 洋一君

続きまして、競艇事業局次長に任命された大長光次長でございます。

○管理課長 大長光信行君

おはようございます。4月1日付けで競艇事業局次長兼管理課長の重責を拝命いたしました大長光です。どうぞよろしくお願いいたします。

競艇事業の発展に向けまして、管理者の補佐役として微力ではございますが、精いっぱい頑張っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。(拍手)

○副町長 鶴原 洋一君

名称の変更はございませんが、競艇事業局へ組織が変わった関係で、事業課長に任命された小野課長です。

○事業課長 小野 義之君

おはようございます。4月1日で事業局の事業課長に任命されました小野でございます。競艇につきましては、2年目ということで迎えますけれども、今年度は大きくポートピア日向ということで、日向を今年度設置するべき今努力をしております。今後ともポートピア等を推進しまして、競艇事業の推進に頑張っていきたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。(拍手)

○副町長 鶴原 洋一君

続きまして、昇格者に移ります。

住民課長に任命された佐藤課長です。

○住民課長 佐藤 一雄君

おはようございます。住民課長を命ぜられました佐藤です。住民サービスの向上に一生懸命に取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○副町長 鶴原 洋一君

議会事務局長に任命された江嶋事務局長です。

○事務局長 江嶋 勝美君

おはようございます。議会事務局長に命ぜられました江嶋でございます。過去に6年間事務局のほうでお世話になりましたが、本日は初めてこの席に座りまして、責任の重さを痛感しております。一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○副町長 鶴原 洋一君

企画政策課長に任命された吉永課長です。

○企画政策課長 吉永 博幸君

おはようございます。4月1日付けで企画政策課長を拝命しました吉永です。新任ということで、議会の皆様への配慮などが不足しご迷惑をおかけすることもあるとは思いますが、まちづくりにおいては、町を元気にするよう精いっぱい取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞご指導をよろしくお願いいたします。(拍

手)

○副町長 鶴原 洋一君

最後になります。福祉課長に任命された藤崎課長です。

○福祉課長 藤崎 隆好君

おはようございます。福祉課長を拝命いただきました藤崎です。新任ということでつたない点もあろうかと思えますけれども、誠心誠意努力してまいりますので、皆様方のご指導をよろしく申し上げます。(拍手)

○副町長 鶴原 洋一君

報告は終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、申し合わせのとおり、本日から9月30日までの夏季期間中、服装はクールビズということで、本会議にあっては随時、上着を取られてもかまいませんし、委員会にあってはノーネクタイでまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

ただいま出席議員は13名で会議は成立をいたします。

よって、ただいまから平成22年芦屋町議会第2回定例会を開会いたします。

お手元に配付しております議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

では、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月7日から6月17日までの11日間としたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、4番、辻本議員と9番、松上議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第59号から日程第17、意見書案第6号までの各議案、報告及び意見書案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、意見書案の提出議員に趣旨説明を求めたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

早速でございますが、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第59号の芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児・介護休業法等の改正に伴い、3歳未満の子を養育する職員が請求した場合には、原則として、時間外勤務をさせてはならない等の規定を追加するものでございます。

議案第60号の芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児・介護休業法等の改正に伴い、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無にかかわらず、育児休業等を行うことができるよう改正するものでございます。

議案第61号の芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例及び芦屋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、雇用保険法等の一部改正に伴い、一般被保険者の適用範囲が拡大され、特例一時金の支給対象者となる短期雇用特例被保険者の範囲が縮小されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

議案第62号の芦屋町交通安全推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員の定数の変更及び報酬・費用弁償の規定を追加するなど、条文を整備するため改正するものでございます。

議案第63号の平成22年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,900万円増額補正するもので、歳入の主なものといたしまして、福岡県介護基盤緊急整備等補助金のほか、芦屋町地域活性化基盤整備基金や財政調整基金等からの繰入金を計上いたしております。

歳出の主なものといたしまして、芦屋町介護基盤緊急整備補助金やあしや花火大会実行委員会補助金のほか、国民宿舎特別会計繰出金等を計上いたしております。

議案第64号の平成22年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では、芦屋町地域活性化基盤整備基金の一部を一般会計から繰り入れ、歳出では、マリンテラスあしや浴場整備工事設計委託費を計上いたしております。

議案第65号の平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）につきましては、本場開催日数が162日から186日へ24日間増加すること及び7月から10月にかけて「モーニングレース」を開催することに伴い、収益的収入の開催収入を12億6,296万4,000円増額いたしております。

支出では、開催費や宣伝広告費などの営業費用を12億3,172万2,000円増額いたしております。

議案第66号の専決処分事項の承認につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

主な改正内容は、国保税の課税限度額の引き上げと、自己都合によらず離職した被保険者に対する国保税の軽減を行うものでございます。

議案第67号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法等の一部改正に伴

い、芦屋町税条例の一部を改正したものでございます。

主な改正内容は、子ども手当の創設などに伴い、16歳未満の年少扶養控除が廃止されることとなりますが、町民税の課税最低限度額を算定するためには、すべての扶養者数を把握する必要があります。そのための必要書類提出の義務化及び町たばこ税の税率を引き上げるものでございます。

次に、報告案件でございます。

報告第5号の平成21年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、芦屋中学校等耐震補強事業や魚見公園散策道路整備工事のほか、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業関係の工事費等の繰越額が決定しましたので、報告するものでございます。

報告第6号の専決処分事項の報告につきましては、町営住宅の污水管更新工事に際して、入居者の家財等に損害を与えたため、その損害賠償を行ったものでございます。

報告第7号の平成21年度芦屋町給食センター特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、給食センター換気フード設置・調理室床改修事業について、繰越額が決定しましたので、報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては、質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わります。

次に、12番、室原議員に意見書案第4号の趣旨説明を求めます。室原議員。

○議員 12番 室原 健剛君

皆さん、おはようございます。

お手元に資料を配付しておりますから、資料の中にすべての問題を書いてあります。不法係留船の撤去を求める意見書案でございます。

皆さんご承知のように、芦屋町には西川、江川、遠賀川、3本の川が流れついておりますが、この3本の川に合計で700隻以上、その大半の船が遠賀町から流れて来る祇園崎を通過して河口至ります西川に集中しております。昨今の世界の異常気象の中で、いつ何どき大雨が降って河川の氾濫が起きるかもわかりません。したがって、この不法係留船の問題は長年芦屋町にとって懸案事項でございます。しかし、芦屋町には残念ながら河川管理の権限がございません。かなりの運動を起しましたけども、管理権がないということで、この問題がいまだに解決をしておりません。幸いなことに、北九州市が今若松の脇田海水浴場を中心とする水上公園の開発をしておりますが、この中に遊漁船のアリーナをつくと、こういうことが今言われて作業が進んでおります。この際、そういうチャンスを生かして遠賀川河川事務所に、西川、あるいは江川の遊船の撤去をお願いしたいと、こういう意向でこの意見書を出しておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

以上で提案を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で室原議員の趣旨説明は終わりました。

次に、5番、小田議員に意見書案第5号の趣旨説明を求めます。小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

おはようございます。住民の安全・安心を守るため、遠賀川の管理は引き続き国

が行うことを求める意見書ということで、これに対する趣旨説明をさせていただきます。

お手元のほうに資料を配付いたしておりますけれども、要旨ということで、資料を読ませていただきますので、よろしくお願いいたします。

現在、総理府のほうで国の出先機関原則廃止という議論が集められております。また、全国の知事会では国の出先機関原則廃止を求めるプロジェクトチームを立ち上げて、その中間報告におきましては、直轄河川、直轄国道は原則としてすべて地方に移管という報告が出されております。遠賀川水系におきましては、これまで国土交通省による直轄事業が進められてきましたが、近年でも4回ぐらいになりますかね、洪水による被害が発生しており、早期の河川改修が望まれておるといところでございます。

また、西川のプレジャーボートの不法係留問題など、河川管理者の果たす役割は大変大きなものがございます。福岡県におきましても、財政状況の悪化が懸念されている中、地方分権改革により福岡県が遠賀川を管理した場合には、財源の担保はいまだ不透明でございます。

また、全国知事会は一括交付金を望んでいるという状況の中で、現在の遠賀川の管理レベルを維持するための公共投資を行うことは、極めて困難であると言わざるを得ません。その結果、遠賀川の管理水準が低下し、住民の安全・安心が脅かされるとともに、公共投資の削減で地域経済に与える影響ははかり知れないものがございます。よって、住民の安全・安心と地域経済を守るためには、遠賀川の管理を引き続き国が行うことを求めるよう、国会、政府及び福岡県に意見書を提出するものでございます。

以上、提案の趣旨を申し上げて終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、小田議員の趣旨説明は終わりました。

次に、9番、松上議員に意見書案第6号の趣旨説明を求めます。松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

皆さん、おはようございます。「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で環境型社会の再構築を求める意見書案につきまして、お手元に差し置いております内容を読み上げまして、提案に変えさせていただきたいと思っております。

21世紀が環境の時代と言われるゆえんは、1960年代に未曾有の公害問題に直面し、その解決の道のが困難を極めたことの反省に立つところにあります。廃棄物問題では、大量生産、大量消費、大量放棄に象徴される使い捨て時代の弊害は、ごみ焼却場と最終処分場の数の多さを見れば一目瞭然です。さらに、ポイ捨て、不法投棄問題は今もなお日本中に蔓延し、被害はとどまるところを知りません。この異常事態を認識した国は、おそまきながら1997年に容器包装リサイクル法を施行するとともに、ダイオキシン対策に初めて着手しました。世紀が変わった2000年には、循環型社会形成基本法や食品リサイクル法が制定され今日に至っています。この間、全国の市町村では、ダイオキシン対応に追われ、焼却場の建て替えや各種リサイクル法に収集、運搬、保管の見直しが急がれました。あわせて、平成の大合併による広域行政や事務組合の編成による負担金も見直され、ごみ処理経費は今まで以上に負担増となり、財政を圧迫しています。

ところが、容器包装リサイクル法に従って懸命に資源を抜き出しごみ削減に努力

しても、ごみ処理経費の軽減につながっていません。ペットボトル容器がまさにその一例を示しています。毎年増加する生産量に対し、市町村のごみ処理経費も増加の一途をたどっています。汗して資源を抜き出し、大量リサイクル社会を税金で支えている構図となり、本来のごみ削減のインセンティブにつながっていない悪循環に陥っています。

また、その他プラの場合も市町村の選別は困難を極め、焼却・熔融ごみの増加の一因となっています。さらにごみ質の変化でプラスチック類が氾濫する今日、後始末だけが市町村の責任とさる現行法に大いに疑問を抱えざるを得ません。物の流れを見ると、大量リサイクルはごみの出口問題にあります。この問題解決には生産の入り口を軸に戻し、ごみしない仕組みを目指すしかありません。国が推奨する3Rは、リサイクルからリユース社会へ、さらにリデュースへ、ステップアップすることを謳っています。この発想こそ拡大生産者責任の理念に通じるものと考えます。

1995年にOECDで採択された、拡大生産者責任は国内では産業界の負担増を理由に拒否されていますが、誤解もあるようです。処理・リサイクルコストが上乗せされた商品は最終的には消費者が購入することで、消費者もコスト負担者であることが拡大生産者責任の大きなポイントです。あわせて、ポイ捨て、不法投棄の問題解決にデポジット制度を導入することで21世紀の循環型社会のモデルが実現可能となります。市町村は厳しい財政難の中で過剰な生産物の後始末に多額の税金を投入する余裕は今後ありません。よって、政府及び国会に対し、拡大生産者責任及びデポジット制度を導入し、ごみ処理経費のあり方をいま一度見直して、循環型社会の構築することを強く要望いたします。

以上、自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。皆様方のよりよいご審議をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、松上議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第59号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第59号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第60号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第60号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第61号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第61号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第62号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第62号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第63号についての質疑を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

63号一般会計の補正予算の中で、補正予算書の8ページにあります老人福祉総務費の中で、芦屋町介護基盤緊急整備補助金、これに関して概略説明をお願いいたします。

それと、次のページの9ページにあります商工費の中で、観光費として補助金、あしや花火大会実行委員会補助金236万円計上されてますが、これに関する財源の内訳をちょっと口頭でご説明いただきたいと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

芦屋町介護基盤緊急整備補助金についてのお尋ねでございますけれども、これは県のほうで行っております介護基盤緊急整備事業を受けまして、介護保険施設であります高齢者認知症グループホームを整備する事業者に対しまして交付する補助金ということになります。

で、これは歳入のほうで計上しておりますけれども、県補助金にありますように、100%県補助で行う事業ということになります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

あしや花火大会実行委員会補助金236万円というご質問でございます。これにつきましては、頑張れ芦屋ふるさと応援基金のほうに、寄付金のほうに民間の方々、企業の方々から寄付をいただいております。それで昨年度花火大会は中止になりました。その分の集まった寄付金が192万5,000円、それと今回歳入のほうで上がっております43万5,000円、これはその後に集まったものを集計いたしますと、合計で236万円が現在基金のほうに積み立てておりますので、今回これを一般会計に繰り入れ、そして、歳出として花火大会実行委員会のほうで補助金として出すものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

介護基盤整備に関する補助金に関しては、グループホームの創設にかかる補助金だと。これは22年度のところで今そういうふうな呼びかけをされてるんじゃないかと思いますが、これはもう設置、あるいは創設されるという前提で上がってるものなのか、今年度そういう呼びかけをして一応設置がされた、この補助金というのはやはりある程度目処がついて、そして、それを計画として県に上げたからこういうふうになったのか。そのグループホーム、また施設がですね、その幾つできるのか、そこら辺もよかったら教えてください。

それと、芦屋花火大会のことでは、収入のほうに当初予算のほうで6ページに102万5,000円と、この間43万5,000円上がってトータルが236万円、この花火大会に関して使ってくださいという申し出があったということで、それが計上されてますが、当初予算はこの実行委員会に対する補助金が1,600万円が上がってると思いますが、昨年、先ほどおっしゃったように中止されてますよね。

それでこの花火大会のこの実行委員会に関しては、これはどういう位置づけなのか、ちょっと私いまだにわからないんですけど、単純に補助金団体なのか、ここがこの間にいろいろ毎年、今年で3回目ですかね、やっていますけれども、ここの委員会の何といいますか、余剰金といいますか、残高といいますか、繰越金とか、そういうのはいかほどなのか参考までに教えてください。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

高齢者認知症グループホームにつきましては、保険者であります介護保険広域連合のほうで制限が行われております。先ほどご説明しましたとおり、今回県の研究基盤整備事業というのが昨年度末に実施するということになりまして、それを受けて急遽4月から約1カ月、23日ぐらいまでだったと思いますが、公募を行っております。で、それに対しまして1件の応募がっております。それを5月に審査委員会を開きまして、承認をし、介護保険広域連合のほうに推薦をしたところです。

で、今後8月に開催されます介護保険連合のほうの審査会において、正式に承認ということになりましたなら、9月から工事に入れるというスケジュールになります。その後、最終的に現在応募されておられます事業者さんの希望としましては、1月ぐらいにオープンできるような形でいきたいという予定でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

まず、実行委員会の組織形成というご質問でございます。従来花火大会は、観光協会の事業として町の補助金を受けながら実施しておりました。そして、18年は休止いたしましたして、19年度に再開を行っております。再開いたします折に、警察との協議をいたしましたところ、観光協会だけの単独事業ではだめだという一応指摘がございました。そして、どのような体制でやれるのかという一応議論いたしましたして、実行委員会組織があればいいだろうということでの警察との協議結果が出ております。そういうような中で現在実行委員会の委員長、会長としては、私どもの波多野町長が上がっております。そして、そのほか商工会、観光協会、もろもろの団体が入って組織に立たされ、その団体一丸となって現在取り組んでいる組織でございます。

それと、花火大会、繰越金といいますか、この辺のご質問でございますが、昨年度はちょっと中止をいたしました関係上、若干ふえております。繰越額が653万240円、これは昨年度企業関係からいただきました協賛金、これにつきまして企業の方々のご承認を得まして、今年の花火大会に繰り越させていただくということで、こういうような高額になっております。従前は大体40万円程度の繰越額を予定しているような状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第63号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第 8、議案第 6 4 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第 6 4 号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第 9、議案第 6 5 号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 5 番 小田 武人君

所管委員会じゃないもんですから、ちょっとこの場でお尋ねいたしておきますが、5 ページ、開催収入、船券投票券発売金ということで 1 2 億 5, 1 0 0 万円が計上されておりますが、これにつきましては、先ほど町長のほうから提案理由の中で開催日数 1 6 2 日を 1 8 6 日にふやすと、2 4 日間増となるわけでございます。それとモーニングレースの開催、これでもって収入増を図るという話でございましたけれども、積算の具体的な根拠がわかりましたらちょっとお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

管理課長。

○管理課長 大長光信行君

お答えします。開催収入の 2 節勝船投票券発売金、補正額 1 2 億 5, 1 0 0 万円を計上しておりますが、これの内訳でございますが、本場売り上げが 2 4 日増に伴います増額が 7 億 2, 6 0 0 万円、それから、モーニングレースを実施することに伴います電話投票の売り上げ増を 5 億 2, 5 0 0 万円、計 1 2 億 5, 1 0 0 万円ということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第 6 5 号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第 1 0、議案第 6 6 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第 6 6 号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第 1 1、議案第 6 7 号についての質疑を許します。益田議員。

○議員 1 番 益田美恵子君

すみません、お尋ねいたします。

提案理由でご説明がありましたように、子ども手当に伴う条例の制定ということでございますが、ちょっとお尋ねしたいんですけども、その子ども手当に伴う税の配偶者控除とか扶養控除とか、前回から廃止論、または復活させるとか、テレビで言ってるので大変ちょっと困惑してるんですが、廃止に伴う税が課税になるという世帯が出るということが取りざたされておりますし、必ず出るだろうという廃止に伴うことによって出るということでございますので、その対象の世帯の方がどれぐらいあるのかですね、よろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 境 富雄君

これは国税でございます、それまで詳しくは突きとめておりません。ただ 2 4

年度分の個人住民税等につきまして、まず子ども手当の導入によりまして、先ほど申しました16歳未満の扶養控除、これが今度廃止されます。その他もろもろ、例えば16歳から19歳未満の特定扶養親族という方がおられます。この分についても上乘せ、12万円がされておったわけですが、これも取り除かれるという形で、いろんなケースがあります。その分で実際計算してみないとその辺のはっきりした形はつかめないというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

それではですね、配偶者控除がなくなるのか、扶養控除がなくなるのか、その点だけよろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 境 富雄君

いえ、なくなるのは16歳未満の扶養控除でございます。33万円、この分が廃止されるということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第67号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、報告第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、報告第6号についての質疑を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

24ページにあります専決処分についてですが、先ほど町長のほうからざっとした説明があったんですが、あれは緑ヶ丘の町営住宅に位置するお宅の污水管、閉塞管に関する工事でトラブルが発生したということですが、これちょっと私もよくわからないんですが、これはそれなりに業者を呼んで工事をさせられたんだと思いますが、芦屋町がこうやって損害賠償をするということでは、ここの発生の内容というところを書いてありますいわゆる閉塞状況を十分に把握しないまま施工したことによりという、これが原因だなということはわかるんですが、これは工事の前において芦屋町がこのことを把握しなければいけなかった、いわゆる施工業者には一切関係がない、これは確認なんです、そここのところがちょっとわかりにくいので教えてください。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

お答えいたします。

議員の言われるように、閉塞状況を十分に把握しないまま施工しております。こ

の指示は町職員が適切な指示を業者のほうに与えていれば損害等発生しなかったものというふうに思っております。

以上です。

○議員 6番 岡 夏子君

はい、結構です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、報告第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、意見書案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、意見書案第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、意見書案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、意見書案第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、意見書案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、意見書案第6号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第59号から日程第11、議案第67号までの各議案及び日程第15、意見書案第4号から日程第17、意見書案第6号までの各意見書案については、別紙のとおりそれぞれの常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、一般質問の通告は本日午後3時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。お疲れ様でした。

午前10時51分散会
